

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部 第19回本部員会議

日時 令和3年1月8日（金）
午前9時～

場所 県庁5階 502会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

- (1) 首都圏（1都3県）への緊急事態宣言の発出について
- (2) 県内における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- (3) 緊急事態宣言の発出を踏まえた本県の対応について
 - ① 県外との往来に係る協力依頼について
 - ② 「Go To Eatキャンペーン事業」及び「山形県プレミアム付きクーポン券」の対応について
 - ③ 「県民泊まって元気キャンペーン」等観光関係事業の対応について
- (4) その他

4 閉 会

令和 3 年 1 月 8 日

新型コロナウイルス感染症の状況について

1 感染者の発生状況（PCR 検査により陽性と判定され医師の確定診断を受けた者）

(1) 世界の状況（厚生労働省発表：1月7日0時点）〔191国・地域〕

感染者数計 86,410,750人（前日比 +735,023人）

うち死亡者 1,869,011人（前日比 +15,430人）

< 国別内訳（日本+感染者が多い10カ国） >

国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者	国・地域	感染者	死亡者
日本	258,393	3,791	ロシア	3,250,713	58,706	イタリア	2,181,619	76,329
米国	21,046,195	357,258	英国	2,782,709	76,428	スペイン	1,982,544	51,430
インド	10,374,932	150,114	フランス	2,737,884	66,417	ドイツ	1,814,565	36,757
ブラジル	7,810,400	197,732	トルコ	2,270,101	21,879	その他 ※	721	15

※ 「その他」は、国際輸送案件（うち、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」の感染者712人、死亡者13人）

(2) 国内の状況（厚生労働省発表：1月7日0時時点）〔47都道府県〕

感染者数計 258,393人（前日比 +6,076人）

うち死亡者 3,791人（前日比 +72人）

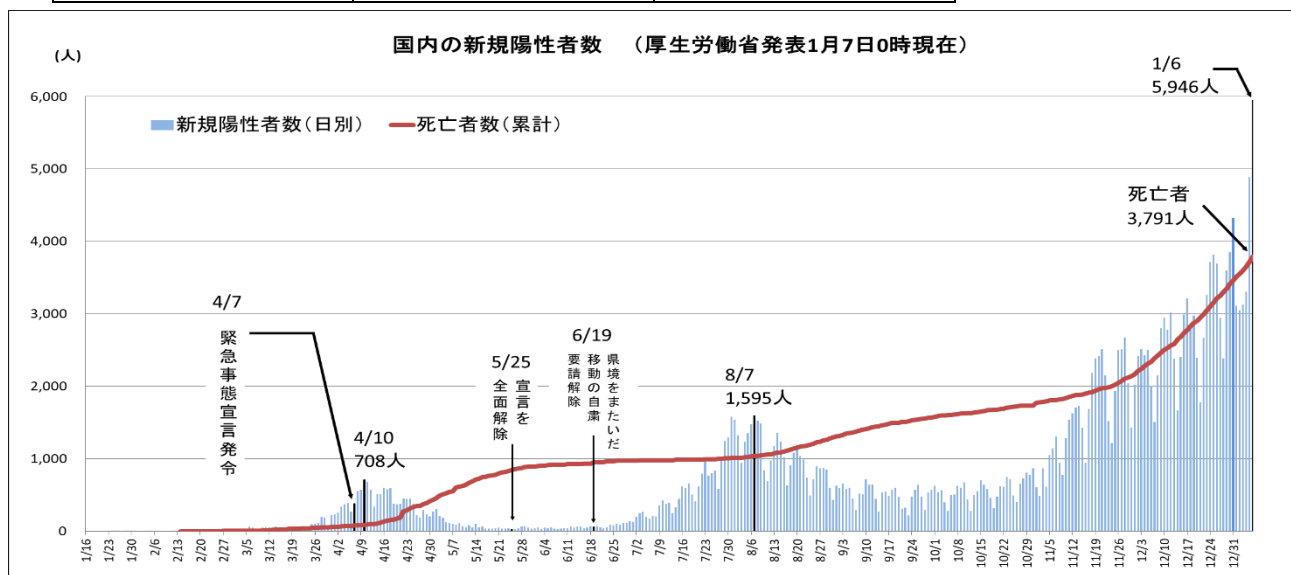
都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者	都道府県	感染者
北海道	13,972 (+115)	東京都	66,343 (+1,591)	滋賀県	1,371 (+50)	香川県	337 (+14)
青森県	537 (+14)	神奈川県	24,101 (+587)	京都府	5,256 (+102)	愛媛県	541 (+23)
岩手県	402 (+2)	新潟県	602 (+20)	大阪府	32,012 (+560)	高知県	700 (+4)
宮城県	2,313 (+45)	富山県	605 (+18)	兵庫県	10,670 (+221)	福岡県	9,980 (+316)
秋田県	159 (+2)	石川県	1,151 (+12)	奈良県	2,184 (+24)	佐賀県	521 (+11)
山形県	417 (+10)	福井県	376 (+14)	和歌山県	696 (+18)	長崎県	812 (+55)
福島県	1,073 (+40)	山梨県	622 (+17)	鳥取県	149 (+20)	熊本県	2,036 (+55)
茨城県	2,730 (+71)	長野県	1,354 (+50)	島根県	216 (+1)	大分県	772 (+26)
栃木県	1,974 (+132)	岐阜県	2,694 (+102)	岡山県	1,583 (+59)	宮崎県	996 (+80)
群馬県	2,552 (+59)	静岡県	2,926 (+71)	広島県	3,662 (+75)	鹿児島県	1,094 (+22)
埼玉県	15,939 (+394)	愛知県	17,515 (+273)	山口県	640 (+8)	沖縄県	5,611 (+71)
千葉県	12,449 (+572)	三重県	1,402 (+33)	徳島県	216 (+10)	その他 ※	2,130 (+7)
						計	258,393 (+6,076)

※ 海外在住で一時帰国して発症した人や外国人等（検疫所職員、空港検疫を含む）及び過去の感染者数の修正分。

※ 「感染者数計」は厚生労働省において再陽性例等を精査していることから、「前日比」と下欄グラフ上の「新規感染者数」の数は異なる場合がある。

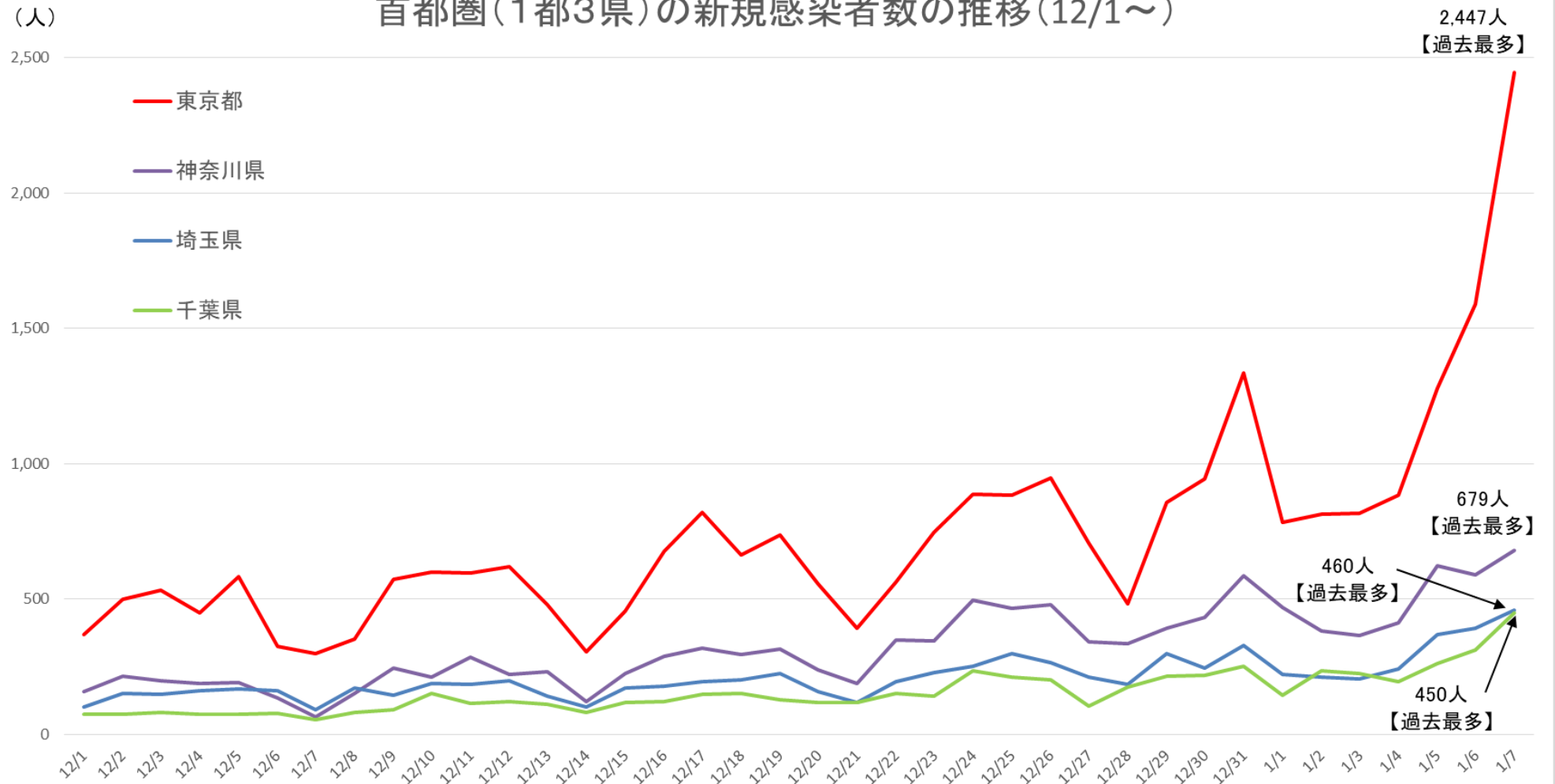
(参考) 退院又は療養解除となった者の数 (()内は前日比増加人数)

国内感染者	クルーズ船	計
210,451 (+3,412)	659 (+0)	211,110 (+3,412)



※国際輸送案件、空港検疫で確認された案件は含まない

首都圏(1都3県)の新規感染者数の推移(12/1~)



令和 3 年 1 月 8 日

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の概要

1 緊急事態の発生

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

2 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 1 月 8 日（金）から 2 月 7 日（日）まで

3 緊急事態措置を実施すべき区域

東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

4 緊急事態措置の概要（基本的対処方針より）

（1）基本的な考え方

飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。

（2）主な具体的措置

① 外出の自粛

不要不急の外出・移動自粛、特に 20 時以降の外出自粛を徹底

② 催物（イベント等）の開催制限

人数要件や収容率などの規模要件等を厳格化

（人数上限 5,000 人かつ収容率 50%以下等）

③ 施設の使用制限

飲食店*の営業時間短縮（20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで）

④ 職場への出勤等

出勤者数の 7 割削減を目指し、テレワークやローテーション勤務等を強力に推進

⑤ 学校等の取扱い

一律に臨時休業は求めず、地域の感染状況に応じた感染防止策を徹底

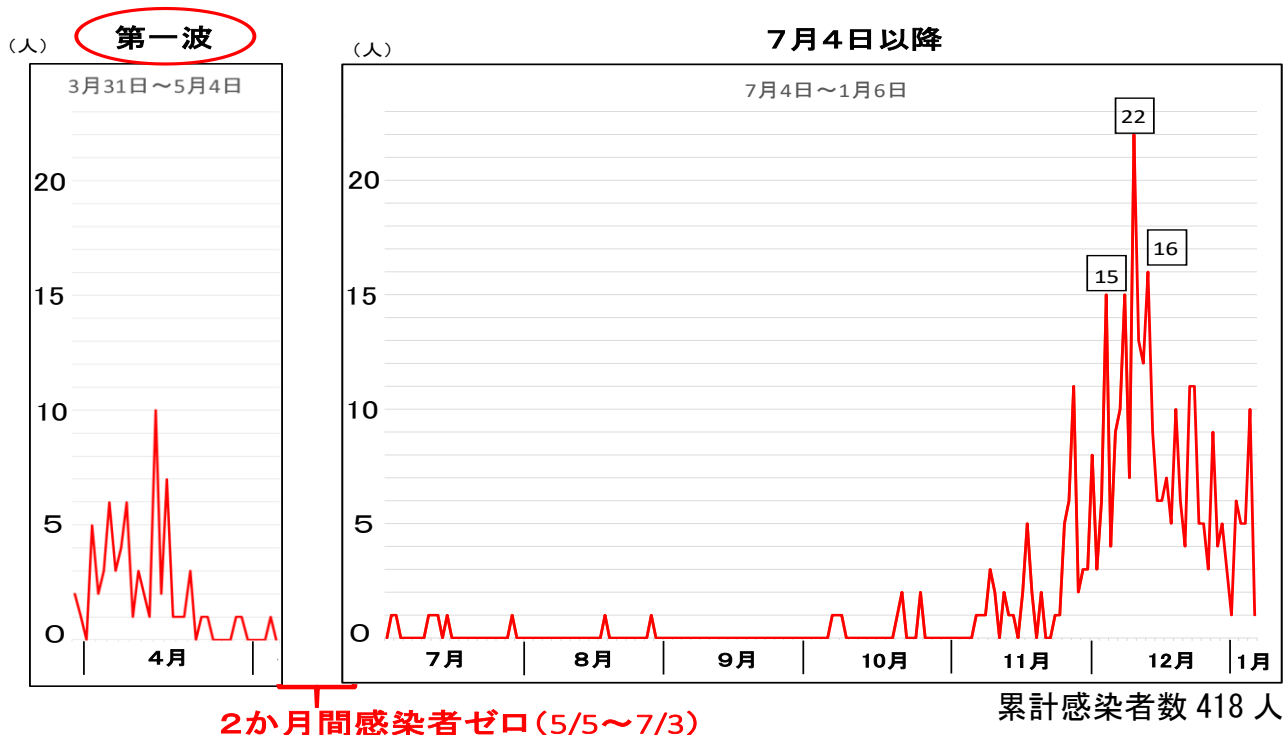
*食堂、レストラン、喫茶店を施設の使用制限の対象に追加（特措法施行令の改正）

以上

令和3年1月8日

県内における新型コロナウイルス感染症の現状

1 感染者の推移



2 病床ひっ迫の状況（1月7日現在の入院患者数等）

(1) 入院患者数 62人

病院名	県立中央 病院	山形大学 附属病院	県立新庄 病院	公立置賜 総合病院	日本海 総合病院	その他	確保病床 合計
病床数	45	27	7	34	41	68	222
(うち重症者病床数)	(8)	(6)	(0)	(4)	(8)	(0)	(26)
現在の入院患者数	26	1	5	1	4	5	42
(うち重症者数)							(4)
病床占有率	57.8%	3.7%	71.4%	2.9%	9.8%	7.4%	18.9%

※確保病床以外の入院の状況：三川病院 20人

(2) 宿泊療養者数 0人(3) 自宅療養者数 2人

<入院者の状況>

重症者数 4人

高齢者数 29人

(46.8%)

<死亡者累計> 9人

政府のステージⅢ（20%以上）
に迫る

【県の注意・警戒レベルの指標】

<レベル4>

・感染経路不明者：2人/週以上

・重症入院患者数：3人以上

<レベル5>

医療現場のひっ迫状況を踏まえて判断

令和3年1月8日

県外との往来に係る協力依頼について（案）

本日から2月7日までの期間（緊急事態宣言発出期間）について

- 1 首都圏（1都3県）との不要不急の往来は控えてください。
 - 2 北海道、中部圏、関西圏、沖縄県など感染が拡大している地域との往来は慎重にしてください。
 - 3 県外者との会食や飲食は控えてください。
- ※ なお、いずれの地域についても受験などによる往来は除きます。
- ※ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。

令和3年1月8日

Go To Eat 及び山形県プレミアム付きクーポン券の 今後の利用について（案）

○農林水産省の Go To Eat（食事券・ポイント）について

Go To Eat の食事券及びポイントについては、令和3年1月12日（火）から令和3年1月25日（月）までの2週間、引き続き利用を控えていただくよう呼びかける。

なお、食事券の利用期間については、既に令和3年6月30日（水）まで延長することとしている。

○山形県プレミアム付きクーポン券について

山形県のプレミアム付きクーポン券についても、同様に令和3年1月12日（火）から令和3年1月25日（月）までの2週間、引き続き飲食店での利用を控えていただくよう呼びかける。

なお、利用期間については、現在の令和3年2月28日（日）から、令和3年3月31日（水）まで延長する。

以上

令和 3 年 1 月 8 日

「県民泊まって元気キャンペーン」

「県民泊まって応援キャンペーン」 の対応について（案）

「『バス・タク旅』やまがた巡り事業」

I キャンペーンの一時的停止期間の延長について

1 停止期間

キャンペーンの一時的停止期間を 2 週間延長し、令和 3 年 1 月 25 日（月）までとする。

2 事業者に対するキャンセル補てんについて

補てんする額は、各キャンペーンの割引予定額とする。

〔 G o T o トラベルとの併用の場合は、政府でキャンセルへの対応をするため、県のキャンペーンを単独で利用している場合に補てんする。 〕

II キャンペーン期間の延長について

販売及び利用期間については、令和 3 年 3 月 31 日（水）まで延長する。

以上

令和3年1月7日
観 光 庁

緊急事態宣言に伴う全国的な旅行に係る Go To トラベル事業の取扱いについて

- Go To トラベル事業については、令和2年12月28日(月)から令和3年1月11日(月)までの間、全国において、本事業の適用を一時停止しているところです。
- 今般、緊急事態宣言の発令を受け、全国的な旅行に係る本事業の取扱いについて、一時停止措置を延長することとしましたので、お知らせします。

1. 緊急事態宣言に伴う全国的な旅行の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

- 新規予約・既存予約を問わず、全国において、1月12日(火)から2月7日(日)までの間、本事業の適用を一時停止します。
※ 2月1日(月)以降の旅行・宿泊商品については、従来より、本事業を適用した販売は認められていません。

(2) キャンセル料の取扱い

- (1)の既存予約(1月7日(木)までにされていた本事業を適用した旅行の予約とします。)について、12月14日(月)から1月17日(日)までの間、無料でキャンセル可能とします。
※ 既に旅行者がキャンセル料を事業者へ支払っている場合、旅行者は事業者に対して、返金を求めることが可能。

2. キャンセル料の負担について

- 上記の措置により、既存予約(※)のキャンセルを受けた事業者においては、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の35%に相当する額(上限は1万4千円/人泊)を本事業の予算から負担します。
※12月14日(月)時点においてされていた予約に限ります。

【お問い合わせ先】

有田 : 03-5253-8324 多田 : 03-5253-8330
栗山 : 03-5253-8328 山川 : 03-5253-8329